

裁定の手引き 概要版



令和7年12月
文化庁著作権課

問合せ先

文化庁著作権課著作物流通推進室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 旧文部省庁舎5階

TEL : (03)5253-4111(内線:2847)

メール : ckanri@mext.go.jp

文化庁ホームページ: <https://www.bunka.go.jp/>

裁定制度の概要

本資料の趣旨

他人の著作物等を利用するには、原則として、権利者から許諾を得る必要があります。

しかし、「権利者が誰か分からない」、「(権利者が誰か分かったとしても)権利者の所在が分からない」、「亡くなった権利者の相続人が誰なのか、またその所在が分からない」等の理由で許諾を得ることができない場合があります。このような場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定(※1)を受け、通常の使用料額に相当する補償金(※2)を支払うことにより、著作物等の適法な利用を可能とする制度として、「権利者不明の場合の裁定制度」(※3)があります。

これに加え、令和5年の著作権法改正により、「著作物等をこのように使ってほしい」、「使ってほしくない」といった、著作物等の利用可否に関する権利者の意思が確認できない場合に、補償金を支払うことにより、適法な利用を可能とする制度として、「未管理著作物裁定制度」が創設されました。同制度は、令和8年4月から運用が開始されます。

これら2つの裁定制度で裁定がなされたときには、文化庁のホームページ(裁定実績データベース)で広く公表されます。自身の著作物等が裁定により利用されたことに気づいた権利者は、利用の対価として補償金を受け取ることができます。

本資料は、令和8年4月以降に2つの裁定制度を適切かつ円滑に利用いただけるよう、制度の流れの全体像を示した資料です。今後、実際に裁定申請を希望される場合には、まずこの資料を基に全体像を把握していただいた上で、3月に改訂予定の『裁定の手引き』をご確認ください。

※1 裁定:法律上の要件を満たす場合に、文化庁長官が、著作物等の利用を認める決定をすること。

※2 補償金:利用者が権利者に支払うべき通常の使用料の額に相当する金銭。実際に権利者が現れた際には、補償金から弁済を行う。

※3 正式には「著作権者不明等の場合の裁定制度」。制度の詳細は以下を参照。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/1414110.html

権利者不明の場合の裁定制度(著作権法第67条)の課題

昭和47年から運用されている権利者不明の場合の裁定制度は、これまでも著作物等の適法な利用と権利者への対価還元の役割を果たしてきました。また、同制度の利用促進を図るため、これまで申請手数料の引下げや申請中利用制度の導入など、継続的な見直しが図られてきました。

他方、近年はデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展により、誰もがコンテンツを創作し、発信することが容易になりました。インターネット上にはアマチュアを含む一般の方が創作したコンテンツが増加し、利用される機会も増えています。しかし、このようなコンテンツの中には、権利者の情報や連絡先が明らかではなく、権利者の許諾を得ることが難しいものも多く存在することから、制度の利用に当たって権利者の探索コストを要する「権利者不明の場合の裁定制度」だけでは、必ずしも円滑な著作物等の利用に結び付かないという課題が指摘されていました。

未管理著作物裁定制度(著作権法第67条の3)の創設

上記の課題に対応するため、著作権法が改正され、令和8年4月から新たに「未管理著作物裁定制度」の運用が始まります。同制度では、簡素な手続で著作物等の適法利用が可能となります。

本制度は、「著作権等管理事業者により管理されておらず、利用可否に関する権利者の意思が確認できない著作物等(未管理公表著作物等)」を対象とし、利用を希望する方(利用者)が一定の意思確認のための措置を行っても回答が得られないなど利用可否に関する権利者の意思が明らかでない場合に、文化庁長官の裁定を受け補償金を支払うことで、時限的な著作物等の利用が認められます。

また、本制度の手続においては、文化庁長官による登録を受けた民間機関(登録確認機関)が、申請の受付や要件の確認、使用料相当額の算出等の手続を担います。

これらにより、利用者は簡便かつ迅速に著作物等の適法利用が可能となります。

2つの裁定制度の比較

	権利者不明の場合の 裁定制度	未管理著作物裁定制度
手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用したい著作物等が公表等されていることを確認する ■ 著作権者が利用を廃絶しようとしていることが明らかではないことを確認する ■ 権利者情報を取得するための措置を取る ■ 権利者情報に基づき権利者と連絡するための措置を取る ■ 文化庁に申請する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用したい著作物等が公表等されていること、著作権等管理事業者により管理されていないこと、利用の可否に係る意思表示がされていないことを確認する ■ 著作権者が利用を廃絶しようとしていることが明らかではないことを確認する ■ 利用の可否に係る意思を確認するための措置を取る ■ 登録確認機関に申請する <p style="text-align: center;">権利者不明の場合の裁定制度 と比べて手続が簡素</p>
利用期間 上限	上限なし <p style="text-align: center;">長期間の利用が可能</p>	最長3年 (利用期間経過後、再度裁定制度を利用可能)
取消有無	権利者が現れても、 裁定は取り消されない <p style="text-align: center;">後で生じた事情に 原則影響されない</p>	権利者が現れ請求があった場合、裁定が取り消され、裁定に基づく利用は停止される。その後の利用は、利用者と権利者の協議による。

図表: 権利者不明の場合の裁定制度と未管理著作物裁定制度の比較
(○は制度の利用可能性があるケース)

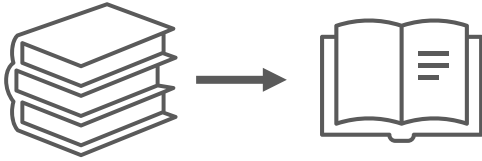
	権利者不明の 場合の裁定制度	未管理著作物裁定制度
権利者が不明	○	○
権利者は判明しているが連絡先が不明	○	○
権利者及びその連絡先は判明し連絡したが、権利者から返信が無く意思が不明	×	○(※)

※未管理著作物裁定制度では、国外の連絡先しか見つからなかった場合は対象外となります。

令和8年4月以降、(公社)著作権情報センター(CRIC)において、著作権等に関する総合的な相談窓口を設置する予定であり、どちらの裁定制度を利用すべきか等も含めて相談が可能となります。

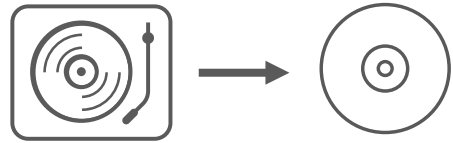
権利者不明の場合の裁定制度

書籍の出版



- 過去に出版された小説を復刻したい。
- 小説の著作者は既に亡くなっており、出版社に問い合わせるなどして権利者を探したが、権利者が誰か分からなかった。
- 必要な手続を取った上で裁定を受け、補償金を支払って、小説を複製し出版した。

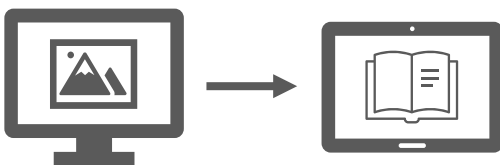
CDの販売



- 古い楽曲の音源を、CDに収録して販売したい。
- 作詞家、作曲家、レコード製作者からは利用の許諾が得られた。
- 実演に係る権利者を探索したところ、権利者のものと思われる住所を入手できたため手紙を送ったが、宛先不明で返送された。
- 必要な手続を取った上で実演について裁定を受け、補償金を支払って、音源をCDに収録し販売した。

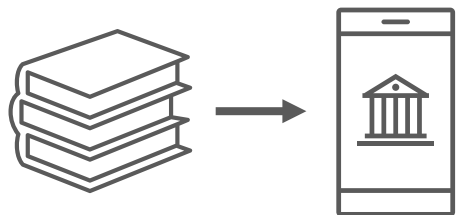
未管理著作物裁定制度

電子書籍の出版



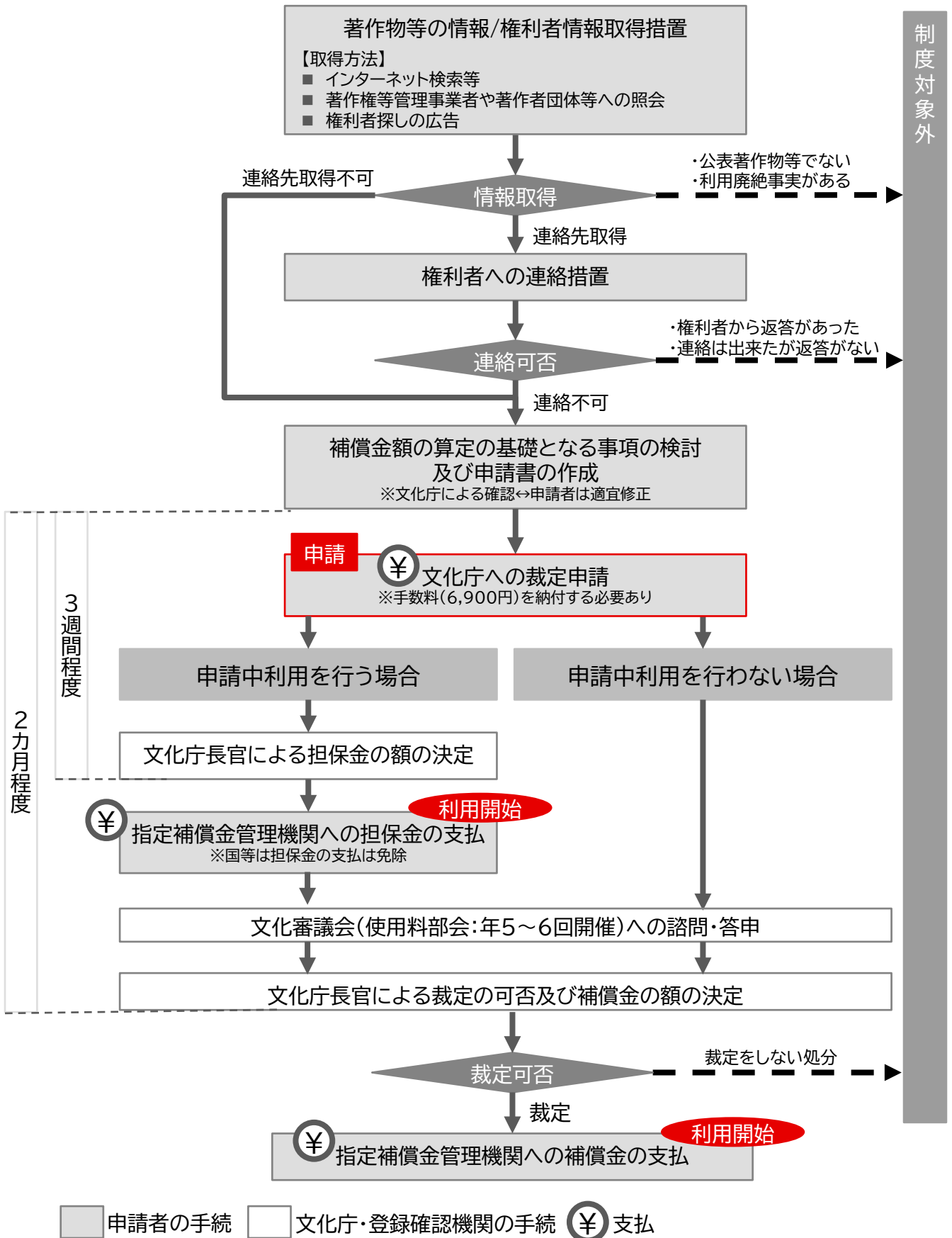
- 他人の個人ブログで見つけた故郷の昔の風景写真を、自身が発行する電子書籍に掲載したい。
- 写真の周辺や投稿者のプロフィール欄等を確認したが、利用の可否に係る情報も権利者の連絡先も見当たらなかった。
- 必要な手続を取った上で裁定を受け、補償金を支払って、写真を電子書籍に掲載し刊行した。

デジタルアーカイブ



- 地方の博物館において、古い書籍をデジタルアーカイブ化したい。
- 当該書籍には権利者が多数いたため、全員に利用の可否を確認するため連絡したところ、一部の権利者からは利用の許諾が得られたが、残りの権利者からは2週間たっても一切応答がない。
- 必要な手続を取った上で裁定を受け、補償金を支払って、書籍をデジタルアーカイブとして公開した。

権利者不明の場合の裁定制度による申請手続



権利者不明の場合の裁定制度による申請手続

各対応事項の概要

1 著作物等の情報/権利者情報取得措置

裁定を受けるためには、権利者情報を取得するための措置として文化庁長官が定めるものを取り、かつ、当該措置を取っても権利者が不明であること又は当該措置により取得した権利者情報も含め保有する全ての権利者情報に基づき権利者との連絡するための措置を講じたにもかかわらず、権利者と連絡することができなかつたことが認められる必要があります。

そのため、著作物等が裁定制度の対象となるかを確認した上で、権利者情報を取得するための措置を実施してください。

著作物等情報

権利者不明の場合の裁定制度を利用するには**公表著作物等**(※1)である必要があります。
また、著作者が、**当該著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていること**(※2)が明らかなのは裁定の対象にはなりません。

権利者情報(以下ア～ウの全ての措置を取ることが必要)

措置	実施内容	具体例
ア.刊行物・その他資料の閲覧(※3) ①又は②の実施	①著作物等の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧  ②広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトでの検索 	名簿・名鑑等で適切なものを少なくとも1冊以上図書館等で参照して、権利者情報を探索。 著作物等の題号、著作者等の名前、著作物等の内容をキーワードとして、少なくとも1種類以上のインターネット上の検索サービス等(例:Yahoo! JAPAN、Google)を用いて、権利者情報を検索。
イ.広く権利者情報を保有していると認められる者に対して照会(※3) ①及び②の実施	①著作権等管理事業者等への照会  ②同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人等への照会 	利用したい著作物等の分野について複数の著作権等管理事業者等がある場合は、原則として全ての事業者に照会。 【著作権管理事業者一覧】 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/toroku_jokyo/index.html 以下団体のうち適切なものへ照会。 ■ 当該著作物等の分野に係る著作者等が加盟する著作者団体 ■ 当該著作物等の分野に係る研究者等を構成員とする学会 ■ 当該著作者が所属していた組織(大学、企業等) ■ 当該著作者の著作物等を出版した法人等
ウ.公衆に対し広く権利者情報の提供を求める ①又は②の実施	①日刊新聞紙への掲載  ②(公社)著作権情報センター(CRIC)のウェブサイトに7日以上 ¹ の期間継続して掲載(掲載料8,250円) 	【(公社)著作権情報センター(CRIC)のウェブサイト】 https://www.cric.or.jp/c_search/c_search.html

※1 公表著作物等:権利者等により公表された著作物又は公表されているかどうかは不明だが、相当期間にわたり公衆に提供又は提示されている事実が明らかである著作物

※2 利用を廃絶しようとしていること:権利者が発行された出版物を回収している事実がある等

※3 アイについて、過去になされた裁定に係る著作物等について再度裁定を受けようとする場合は、文化庁のウェブサイトに掲載された過去に裁定を受けた著作物等のデータベース(裁定実績データベース)での検索でもよい




権利者不明の場合の裁定制度による申請手続


各対応事項の概要

2 権利者への連絡措置

1により取得した権利者情報も含め保有する権利者情報に基づいて、権利者と連絡を試みます。

具体的な連絡方法の例は、以下のとおりです。

連絡先	試みる措置	制度利用可能な場合の例	制度利用できない場合の例
住所	書面送付 (郵送・宅配便) 	<ul style="list-style-type: none">宛先不明で返送された。配送業者から届け先の住所が存在しないと連絡があった。返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。	<ul style="list-style-type: none">返事がない。
電話番号	架電 	<ul style="list-style-type: none">現在使われていない電話番号であり、電話が繋がらなかった。電話はつながったが、権利者又は関係者とは無関係の電話番号だった。	<ul style="list-style-type: none">留守電につながり伝言を入れたが連絡がない。
メールアドレス	メール送信 	<ul style="list-style-type: none">宛先不明による送信エラーで送れなかった。返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。	<ul style="list-style-type: none">送信できたが、返事がない。

 権利者から返答があった場合又は権利者に連絡は出来たが返答がない場合は、権利者不明の場合の裁定制度の**対象外**となります。

ただし、権利者に連絡は出来たが返答がない場合は、14日間返答がなければ未管理著作物裁定制度の対象となり得ますので(利用しようとしている著作物等が「未管理公表著作物等」に該当する場合に限られます)、同制度の利用もご検討ください。

3 補償金額の算定の基礎となる事項の検討及び申請書の作成

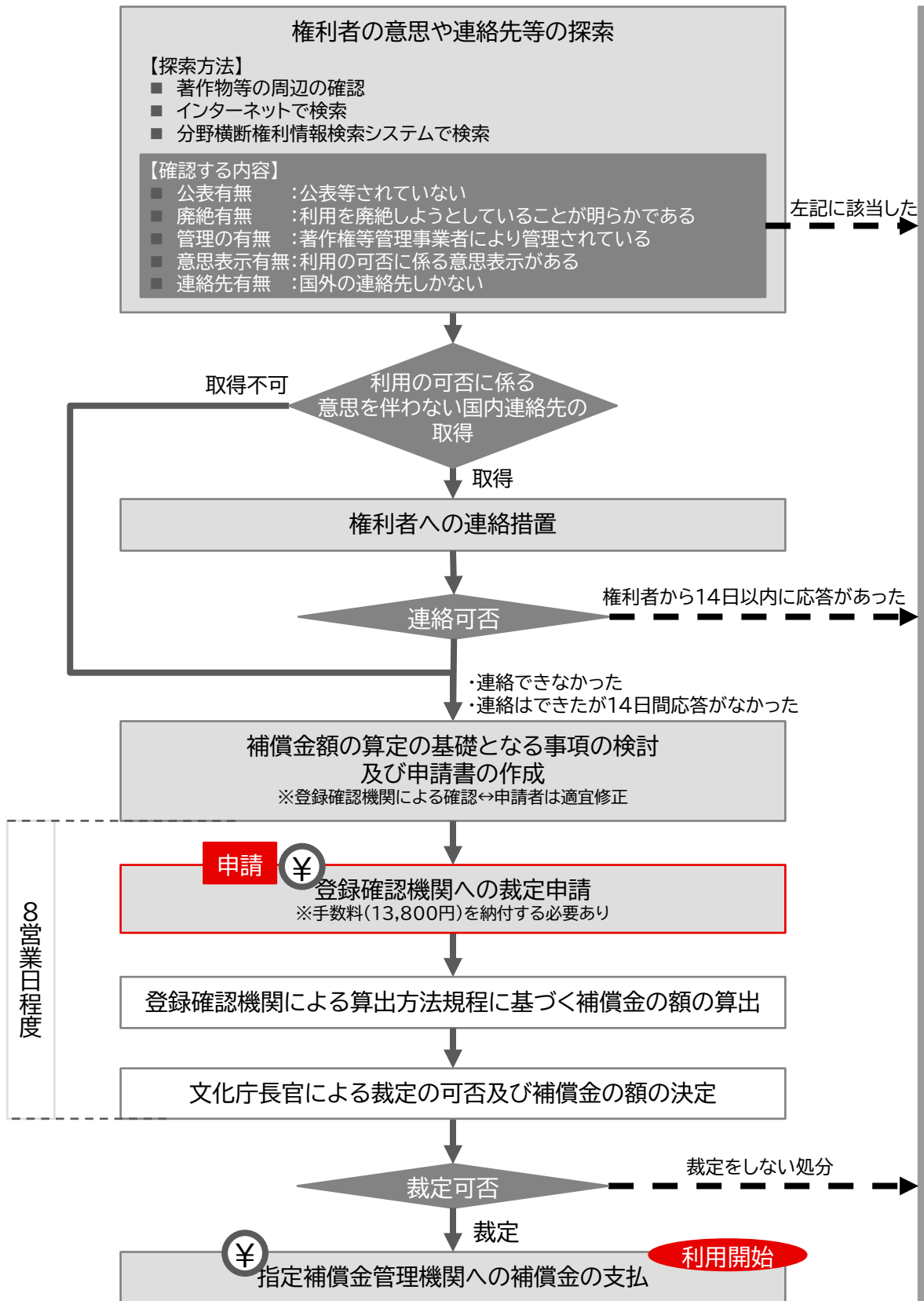
補償金額の算定の基礎となる事項を検討します。その際の検討方法は以下のとおりです。なお、申請中利用を行う場合は担保金を支払う必要がありますが、担保金の額も同じ考え方で算出します。

申請者で補償金額を計算し、以下ア～ウの方法のいずれかによりその額及び計算方法の妥当性を確認の上、その額及び計算方法について申請書に記載してください。これらの方法により妥当性の確認ができない場合の算出方法については、令和8年3月に改訂予定の『裁定の手引き』を参照してください。

- 妥当性確認方法
 - ア: 裁定補償金額シミュレーションシステムによる確認
 - イ: 過去の裁定事例による確認
 - ウ: 著作権等管理事業者への確認

申請書には、著作物等の情報や利用方法、権利者情報取得措置の結果、権利者への連絡措置の結果や、補償金額の算定の基礎となる事項等を記載します。

未管理著作物裁定制度による申請手続



■ 申請者の手続 □ 文化庁・登録確認機関の手続 ① 支払

※連絡措置の実施期間中に、申請書を作成の上、申請することも可能

未管理著作物裁定制度による申請手続

各対応事項の概要

1 権利者の意思や連絡先等の探索

以下の方法により、利用の可否に係る権利者の意思及び権利者の連絡先等を探索し、制度の対象となるかを確認します。

探索方法

以下の全ての確認及び閲覧を行い、合理的に確認できる範囲で探索することが必要です。

	具体例
著作物等の周辺の確認	<ul style="list-style-type: none">■ 書籍その他の紙媒体<ul style="list-style-type: none">● 表紙、奥付その他の紙面の確認■ CD、DVD、BD等の記録メディア<ul style="list-style-type: none">● パッケージやラベルの確認● 動画の冒頭や終わりの確認■ インターネット上のコンテンツ<ul style="list-style-type: none">● コンテンツが掲載されているウェブサイトのキャプションや同一ページ内の確認● コンテンツ投稿サイトやSNSにおけるアカウント所有者のプロフィール欄の確認 等
インターネット検索し、権利者のウェブサイト、権利者情報を掲載しているウェブサイトを開覧	<ul style="list-style-type: none">■ 権利者のものと想定されるウェブサイトの閲覧■ 権利者の委任を受けて権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトの閲覧<ul style="list-style-type: none">● 著作権等管理事業者や権利者団体のウェブサイトやデータベースの閲覧● 出版社やレコード会社、映像ソフト制作会社等のウェブサイトの閲覧 等
分野横断権利情報検索システムの検索結果で確認すべきウェブサイトとして表示されたものを開覧	

確認する内容

1 著作物等が公表等されているか。	→ 制度対象外	■ 著作物等が公表等されていない。
2 利用を廃絶しようとしていることが明らかでないか。	→	■ 著作物が発行された出版物を回収した等の事実がある。
3 管理されていないか。	→	■ 著作権等管理事業者による管理が行われている。
4 利用の可否に係る意思表示がないか。 ①利用ルールが示されている ②利用希望を受け付ける特定の連絡先が示されている ※絶版等資料と過去に権利者不明の場合の裁定を受けた著作物等に付されたものは、意思表示とはみなしません	→	①利用ルールが示されている ● 「文書を無断で転載又は複製することはお断りいたします。」 「掲載されたデジタル画像及び解説の転載又はご利用にあたっては、XXへのお申込みは必要ありません。商用でご利用いただく場合も同様です。」等利用ルールの記載がある。 ②利用希望を受け付ける特定の連絡先が示されている ● 「利用に関する申請は、リンク先の申請フォームから行ってください。」など、利用についての問合せ先が明記されている。
5 連絡先があるか。	→	■ 国外の連絡先情報(※)のみがある。 ※国外の住所、+81で始まっていない電話番号等 ※メールアドレスはドメインや当該アドレスの入手元等から判断

(参考)4と5の連絡先の違い

「利用を希望される方は以下の連絡先までお問い合わせください」など、利用の申込を受け付ける意思が記載された連絡先が示されている場合は、制度の対象外となります。一方、そうした意思が記載されておらず、単にメールアドレス、電話番号、住所等のみが記載されている場合は、次頁の2の措置を行い、制度の対象となるかどうかを確認する必要があります。




未管理著作物裁定制度による申請手続

2 権利者への連絡措置

1により取得した権利者情報も含め保有する権利者情報に基づいて、権利者と連絡を試みます。

連絡先が複数ある場合は2つ以上の連絡先に、利用を希望する旨を明示した上で連絡し、連絡ができない又は14日間応答がないことを確認します。

具体的な連絡方法の例は、以下のとおりです。

連絡先	試みる措置	制度利用可能な場合の例	制度利用できない場合の例
住所	書面送付 (郵送・宅配便) ※配達記録が残る形で郵送すること 	<ul style="list-style-type: none">宛先不明で返送された。配送業者から届け先の住所が存在しないと連絡があった。返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。14日間(※)応答がなかった。 ※書面の到達後14日間	<ul style="list-style-type: none">権利者から14日以内に応答があった。<ul style="list-style-type: none">「検討中のため時間をいただきたい」等であっても応答があれば対象から外れます。
電話番号	架電 	<ul style="list-style-type: none">現在使われていない電話番号であり、電話がつながらなかった。電話はつながったが、権利者又は関係者とは無関係の電話番号だった。	
メールアドレス	メール送信 	<ul style="list-style-type: none">宛先不明による送信エラーで送れなかった。返事があったが、権利者又は関係者ではないという内容だった。14日間応答がなかった。	

3 補償金額の算定の基礎となる事項の検討及び申請書の作成

補償金の額の算定の基礎となる事項として、登録確認機関が今後定める算出方法規程を参照しつつ、補償金額及びその計算方法を検討します。

その後、著作物等の情報や利用方法、利用ルールや権利者の連絡先等探索の結果、権利者への連絡措置の結果や補償金の額の算定の基礎となる事項を申請書に記載します。

申請書の記載事項を踏まえ、利用者が支払う金額を登録確認機関が算出し、最終的には文化庁長官が裁定の可否及び補償金額を決定します。

裁定制度利用時における留意点

2つの裁定制度に共通する留意点



裁定によって利用可能となる範囲

- 裁定を受けた場合、著作物等の利用が可能となりますが、以下の点に留意してください。
 - 裁定により適法になるのは、裁定で認められた利用方法の範囲のみです。
 - 裁定の対象となるのは、日本国内で行われる行為に限られます。
 - 裁定の対象は財産権としての著作権等のみであり、裁定を受けたとしても著作人格権等(同一性保持権等)を侵害する行為は認められません。



裁定をしない処分

申請者と権利者と連絡することができるに至った場合などで「裁定をしない処分」を受けた場合は、著作物等を利用することはできません。



裁定に係る実績の公表

裁定の結果は、文化庁のホームページ(裁定実績データベース)で公表されます。このデータベースでは、著作物等の題号や内容又は体様、著作者等の氏名などの情報が公表され、権利者は著作物等が裁定により利用されたことを把握できます。

未管理著作物裁定制度における留意点



裁定取消対応

権利者は、著作物等の利用に関して裁定を受けた者からの協議を受け付けるための措置を講じた場合等には、裁定の取消を請求できます。

裁定が取り消された場合、裁定による利用は停止され、権利者は著作物等が実際に利用された期間分(裁定があった日から利用停止された前日まで)の通常の使用額に相当する金銭(「取消時補償金相当額」といいます)を受け取ることができます。

取消後の利用については、権利者と利用者との協議によることとなります。

